

与論町観光関連業者支援給付金

募集要項

【給付金の対象】

①対象業種は下の表のとおりです。

業種名	対象事業
宿泊業	全ての宿泊施設
飲食店業	ライブハウス
物品賃貸業	レンタカー業
旅行業	旅行代理店
小売業	土産物店
娯楽業	マリンレジャー、ガイド、体験施設
その他の業種	町長が必要と認めるもの

②給付金の対象となる者は、前事業年度の売上が 200 万円以上あり、新型コロナウイルスの影響によりある特定の 1 月の売上が 50%以上減少した方となります。

③令和 2 年 3 月までに開業した方は新型コロナウイルスの影響を受けた理由書（例：オープンしたが、全くお客さんが来なかった等）を提出し、認められた場合は対象となります。

※前事業年度の売上が 200 万円未満の場合は今回の給付金の支給対象外となります。

【給付金の額】

支給額は前事業年度の売上額に応じて下の表の通りです。

前事業年度収入額	給付金の交付上限額
1億円以上	100万円
3,000万円以上1億円未満	50万円
1,000万円以上3,000万円未満	40万円
200万円以上1,000万円未満	30万円
令和2年1月1日から同年3月31日までに開業した事業者	30万円

※与論町で発生しました新型コロナウイルス感染症集団感染の影響に対する支援として上記額に加えて 20 万円を追加で交付いたします。

【支給の方法】

給付金は 2 回に分けて支給されます。

- ①交付決定後、上記の交付上限額の 7 割相当額を振り込みます。
- ②申請期限終了後、予算に応じて残額を振り込みます。

【申請について】

下記の書類を揃えて令和2年11月10日までに役場商工観光課へ提出してください。

- (1) 与論町観光関連業者支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 決算書又は確定申告書の写し（全事業年度の売上額が分かる部分）
- (3) 持続化給付金給付通知書の写し又は売上減少申告書（様式第2号）
- (4) 新規事業者の理由書（任意様式）※**新規事業者のみ**
- (5) 申請者の身分証明書の写し
- (6) 振込先口座が確認できる通帳等の写し
- (7) 町税等完納証明書又は納税誓約書（役場税務課から取得）

※書類は役場商工観光課、商工会、与論町 HP にあります。

提出先：役場商工観光課

その他、何かご不明な点がございましたら下記の連絡先までお願いします。

連 絡 先

与論町役場商工観光課

担当：裾分・菅原

[Tel:0997-97-4902](tel:0997-97-4902)

FAX:0997-97-4196